

男 川 浄 水 場 更 新 事 業
基本協定書に関する協議

平成 25 年 1 月 31 日

岡崎市水道局

番号	条	項	号	見出し	事業者側/協議希望事項 (平成24年12月27日付)	岡崎市水道局側回答 (平成25年1月8日付)	事業者側/協議再希望事項 (平成25年1月9日付)	岡崎市水道局側回答 (平成25年1月15日付)
1	8	1		(秘密保持)	「知り得た情報を相手方の書面による事前の承諾を」、と追記は可能でしょうか?	書面によるとは限りません。原文の通りとします。	口頭による承諾も含めると、後に「言った、言わなかった」の水掛け論が生じる恐れがあり、「書面による事前の承諾」を明記して、そのリスクを解消すべきかと思います。	原則書面によりますが、軽微な内容や緊急性を要する事項については書面による承諾を省略させていただくこともあるとご理解ください。
2	2	2		当事者の義務	「事業契約書」とありますが、第1条に定義されているので、「事業契約」ということで宜しいでしょうか?	ご理解の通りです。なお、第1条に「事業契約」と規定しています。反映する対象は物理的には事業契約書になります。		
3	4	1		株式の譲渡等	ここでは、「各構成員は、事業契約が終了するまで事業者の株式を保有するものとし、」とありますが、誓約書兼保証書2項「当社は、本契約が終了するまでの間、事業者の議決権を各保有するものとし、」とあります。保有義務の対象が、前者は「株式」とあり、後者は、「議決権」とあって異なっていますが、異なる理由はありますか?なければ、制約書兼保証書の記載を修正下さい。	保有株式の割合と保有議決権の割合は同一で提案されており、また、特殊な株式の発行は提案されていませんので、株式保有でも、議決権保有でも実質的な相違はありませんが、ご指摘を踏まえて出資者誓約書兼保証書の「当社は、本契約が終了するまでの間、事業者の株式を各保有するものとし」に修正します。		
4	—	—	—	—	基本協定書とその他の契約書等との間に不整合が生じた場合の優先順位の規定がありません。	基本協定書と事業契約書では契約当事者が異なり、法的意味での不整合は生じません。そのため、優先順位の規定は必要ありません。		